

中国日本商会入会資格規程

2008年4月23日制定

2014年6月18日理事会決議一部改正

2016年5月18日理事会決議一部改正

2020年9月16日理事会決議一部改正

1. 日系企業の定義

定款第5条の「(日本国法人が出資する)外商投資企業」とは、次の各号のいずれかを満たす企業とする。

- (1) 日系資本が50%以上の法人であること
- (2) 日系資本が25%以上の法人であり、董事長又は董事兼副總經理以上が日本本社からの駐在員であること

日系資本が25%以上とは、一義的には営業許可証、外商投資企業批准証書の記載で確認するが、その他の書類により、実質的に日系資本企業であることが確認できる場合はこの限りではない。また、日系資本には、中国大陸内外の法人等を通じて間接的に出資されたものを含む。ただし、いずれの日系資本の出資者も、中国資本が過半数の議決権を有する、中国籍を有する者が経営するなど実質的に中国資本あるいは中国籍を有する者が支配権を有するものでないこととし、事務局は必要に応じて申請者に対し日系資本の出資者の議決権等支配権に関する状況を示す資料の提出を求めることが出来る。

なお、入会に当たっては、企画委員会の個別審査を経た上で、理事会の決議を得なければならない。

また、定款第5条の「日本国法人が設立した代表機構」の「日本国法人」についても、中国資本が過半数の議決権を有する、中国籍を有する者が経営するなど実質的に中国資本あるいは中国籍を有する者が支配権を有するものでないこととし、入会に当たっては、外商投資企業と同様の手続きを要するものとする。

2. 個人会員資格の定義

個人会員の対象となる日本人(日本国籍を有する個人。以下同様)は、原則として、日系を除く外商投資企業で働く日本人とする。なお、中国企業(中国資本が過半数の議決権を有する、中国籍を有する者が経営するなど実質的に中国資本あるいは中国籍を有する者が支配権を有する外商投資企業を含む)で働く日本人は対象外とする。ただし、1.に規定する日本国法人から中国企業等に出向している日本人については、会費を出向先の中国企業等から支払わない

場合には、個人会員の対象とする。

また、法人会員の資格を有する法人（日系法人）に所属する日本人については、個人会員での入会ではなく、原則として、法人会員として入会するよう求めることとする。

なお、入会に当たっては、企画委員会の個別審査を経た上で、理事会の決議を得なければならない。

3. 賛助会員について

定款に定めがあるが、当面運用しない。

付 則 この規則は、2020年9月16日から施行する。

なお、第1条「日系企業の定義」については、2020年9月16日以前に法人会員として加入している会員については、当該会員の資本構成や親会社の支配権の状況に変更がない限り適用されない。これらに変更があった場合であって、同会員が会員資格の継続を希望する場合には、企画委員会において検討の上、理事会の決議を経て、継続の可否を決定する。

また、第2条「個人会員資格の定義」については、2020年9月16日以前に個人会員として加入している会員については、当該会員の所属先の状況に変更がない限り適用されない。所属先の状況あるいは所属先そのものに変更があった場合には、新たな規定の下で入会申請を行う必要がある。

また、第3条「賛助会員について」については、2020年9月16日以前に加入している会員については、所属先の状況に変更がない限りにおいて継続を認めるが、退会後の再入会又は新規入会は認めない。賛助会員は、定款並びに総会及び理事会の議決事項を遵守しなければならない。これに違反し、または実業人として必要とされる社会的道義を著しく損なうような行為のあった賛助会員については、企画委員会及び理事会の決議を経て退会させることが出来る。退会の場合、会費の返済は行わない。